

御意見の要旨と本市の考え方

意見区分	件数	意見の要旨	本市の考え方
目的	3	悪徳業者の廃絶と良心的な事業者が増えるような条例にしてほしい。	本条例案は、ペット霊園の設置、管理の適正化に関する事項を定めることによって、近隣住民等の公衆衛生や住環境の保全、風俗習慣への配慮はもとより、ペット霊園利用者が保護されることを目的としています。いただいた御意見を踏まえ、条例制定を進めてまいります。
		利用者保護を考えた条例の制定には賛意を表す。	
		将来的なまちづくりを見据えた上で許可してほしい。	
技術的基準	7	植栽帯等での目隠しの設置はよい考えである。	いただいた御意見を踏まえ、条例制定を進めてまいります。
		条例における施設設備の規制の内容が分かりにくい。	火葬炉など施設設備の基準は、条例又は規則等において、できるだけ具体的に規定してまいります。
		墳墓の設置は、自己所有地以外に事業者の使用権限がある土地を認めない理由を教えてください。	墳墓及び納骨堂については、永続的に使用されるべきものであり、利用者保護の観点から、ペット霊園事業の安定的な運営を担保するため、事業者が自ら所有する土地に設置することとしています。一方、火葬施設については、施設の永続性が強く求められるものではないため、事業者が自ら所有する土地に設置することは求めておりませんが、火葬施設のうち、火葬車両については、移動が可能であることから、公道上などでの火葬を規制するため、事業者自らが管理する土地等で火葬を行うこととしております。ただし、当該土地が自己所有地である必要はありません。
		火葬施設の設置は、自己所有地でなければ認められないのか。	
		設置場所が自己所有地であることと「公衆衛生上の支障などを回避すること」との関係を教えてください。	火葬施設は建物内に設置することとしています。
		火葬施設は目立たないようにしてほしい。	いただいた御意見を参考として、検討いたします。
墳墓は排水設備の確保や、施錠可能な構造とすべきである。			
火葬炉構造基準	6	悪臭等の公害対策の基準を設けていただきたい。	火葬の対象がペットの死体のみであり、排出される物質が限定的であることから、800℃以上の状態で焼却できるものであることなど、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に基づく廃棄物焼却炉の構造設備基準のうち、必要な項目を準用し、火葬炉の構造設備基準を設けます。また、事業者に対して、施設設備が条例又は規則等に定めるこれらの基準に適合するよう維持管理することを義務付けます。これらにより、排出基準を設けなくとも、火葬時のばい煙や悪臭等に対応ができるものと考えています。
		火葬時の煙や臭いで近隣とトラブルにならないようにしてほしい。	
		火葬炉は構造設備に関する基準だけでなく、維持管理に関する基準や排出ガスに関する基準についても規定するべきである。	
		火葬車両の基準として、排ガスの影響や悪臭発生の防止のための基準を設けるか、又は事業者の義務として規定すべき。	
		火葬施設の構造基準は「街中にできる」ということを前提に設けてほしい。	
		火葬時に臭いや排煙、騒音等の問題が生じることのないように規制してほしい。	

御意見の要旨と本市の考え方

意見区分	件数	意見の要旨	本市の考え方
立地等を禁止する区域	16	都市計画法に依拠した制度設計ではなく、墓理法に依拠した制度設計とすべき。	ベツト霊園の設置により、その周辺に住環境及び風俗習慣に係る影響が生じることから、ベツト霊園を設置しようとする土地の所有者と当該土地周辺の住民との利害を調整する手段の一つとして、必要最小限の範囲で立地規制を採用することとしています。
		なぜ、距離による立地規制ではなく、用途地域による立地規制なのか。	本市のように、市街地が発達し、住居の密集度も高い都市においては、住宅等から一律離隔距離を定める規制によるとすれば、市街化区域のほとんどにおいて設置不可となるなど、事業者の土地利用に係る権利の保護との均衡を著しく欠くことになり妥当ではないと考えます。そのため、都市計画、特に住環境を保護することを目的とする住居系地域に限って立地規制を行う規制のあり方が、より明確で合理的なものと考えています。
		住宅地や隣地からの離隔距離での規制としなかった理由を教えてください。	なお、墓地埋葬法は、人の墓地や火葬場の適正な運営を目的としたものであること、また、同法に立地の具体的な基準が設けられていないことから、立地規制の参考とはしていません。
		住環境への配慮を求めるのであれば、住居系用途地域だけ立地規制するのはおかしい。	都市計画法における用途地域のうち、住居系地域については、特に住環境の保護を図るための地域であり、当該地域の住民が住居に近接して住環境や風俗習慣に影響を及ぼすベツトの墳墓等が設置されることはない
		住居系用途地域だけ立地規制する理由が分からない。	と期待することに相当の合理性があると考えられるため、ベツト霊園の立地規制を行うことが妥当であると考えています。
		住宅地域以外での立地規制は行うのか。	住居系地域以外における立地規制はしませんが、植栽帯等による目隠しの設置など、条例又は規則等により施設設備ごとに技術的基準を設けることで、当該地域に居住する住民の住環境の保全及び風俗習慣へ配慮します。
		火葬時の悪臭等によるトラブルを避けるため、火葬施設及び火葬車両については、市街化調整及び都市計画区域外としたほうがよい。	火葬炉に廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に基づく廃棄物焼却炉の構造設備基準のうち、必要な項目を準用した構造設備基準を設けることにより、火葬時のばい煙や悪臭等に対処ができるものと考えています。また、事業者に対して、施設設備が条例又は規則等に定めるこれらの基準に適合するよう維持管理することを義務付けています。
		火葬車両による火葬は禁止すべきである。	本条例案においては、技術的基準により問題発生を抑制ができる場合については、立地規制をすべきではないと考えております。
		火葬車両による火葬は、近隣の住環境の保全の観点から住居系地域でも禁止してほしい。	火葬車両については許可制とし、固定の火葬施設と同様の構造基準を設けることや、火葬を行う地域などについて規制を行うことにより、事業が適正に運営されるよう図ってまいります。
		火葬車両が住宅街で火葬することを禁止してほしい。	火葬車両については、同一場所で反復継続して火葬を行う場合は、実質的に火葬施設と変わらないことから、火葬施設と同様に住居系地域での火葬を禁止します。
		火葬車両でのベツトセレモニーができる条例としていただきたい。	ただし、顧客の管理地で承諾を得て火葬を行う場合には、1回限りのことであり、住環境の保全や風俗習慣への配慮の要請は比較的小さいことから、これを認めても差し支えないと考えています。
		火葬車両が営業できない条例にしないでほしい。	なお、近隣の公衆衛生上の支障の抑制や安全確保については、火葬設備に構造基準を設けることや道路運送車両法、本市火災予防条例等により担保できると考えます。
		都市計画区域外においては、立地規制がないが、このような地域に新規のベツト霊園の立地が集中するといった心配はないのか。	火葬車両については、許可制とし、火葬設備に構造基準を設けることや火葬を行う地域などについて規制を行うことにより、事業が適正に運営されるよう図ってまいります。
墳墓の立地禁止区域と隣接する区域に設置する場合、3m後退は近すぎる。墳墓の設置は河川等からも距離規制が必要である。	本条例案においては、都市計画区域であっても、住居系の用途地域を除きベツト霊園の設置が可能となっていますので、立地規制がないという理由だけで、ベツト霊園が都市計画区域外に集中することはないと考えています。		
住居専用系地域以外の住居系地域では各施設区分に応じた距離規制により設置を認めるべきである。住居系地域以外の地域では、距離規制を行わず、関係法令に違反していなければ設置を認めるべきである。	市街化調整区域においては、ベツトの墳墓が比較的容易に設置できることから、立地規制区域に隣接する市街化調整区域において、規制区域内の住居にあまりにも近接してベツトの墳墓が設置されると、立地規制の目的である住環境の保全が図れないおそれがあります。住環境への影響等の緩和を図り、かつ、土地利用の規制を合理的な範囲のものとするため、墳墓を極端に住居に近接して設置しないように求めるとともに植栽帯等の目隠しを設置することとしたものです。後退距離については、事業者に対する過剰な規制とならないよう、本市風致地区条例を参考としております。		
立地規制された地域も一定の条件の下、立地可能としてほしい。	また、墳墓については、土葬を禁止し、焼骨の埋蔵等に限定することで、河川等の水質への影響を抑制することが可能と考えています。		

御意見の要旨と本市の考え方

意見区分	件数	意見の要旨	本市の考え方
手続	7	事業の廃止は届出制ではなく許可制とし、墳墓及び納骨堂の廃止時の土地の原状回復は義務とすべきである。	民間事業者が運営するペット霊園について、廃止を許可制とすることは困難と考えています。しかし、廃止されたペット霊園が放置されることは、周辺の住環境にも影響を及ぼすことなどから、事前届出制としたうえ、原状回復について努力義務を課し、指導を行うことによって、許可制と同等の効果が得られるものと考えています。
		ペット霊園を廃止する際の原状回復は、努力義務ではなく義務とすべき。	
		ペット霊園が廃墟とならないような規制が必要である。	
		土地の原状回復に関する努力義務に違反した場合、改善勧告・命令の対象となるのでしょうか。	努力義務であるため、改善勧告・命令の対象にはなりません。
		事前説明を行う近隣住民の範囲を明確にすべきである。	いただいた御意見を踏まえ、検討いたします。
		事業者と地域住民が誓約書等を交わす制度としてほしい。	本条例案においては、ペット霊園を設置する場合、近隣住民と事業者の調整を図るため、計画の公開(標識の設置)や近隣住民への事前説明を義務付けています。ただし、近隣住民の同意を得ることまでは、許可要件としていません。
		ペット霊園の設置は、住民説明会等を行えば、地域住民の同意が得られなくても許可してほしい。	
事業者の義務	5	火葬車両による火葬日時や場所について、市への届出や近隣への周知は義務付けられるのか。	火葬日時や場所について、市への届出や近隣への周知は義務付けていません。
		事業者に対する義務については、妥当であるとする。	いただいた御意見を踏まえ、条例制定を進めてまいります。
		駐車場の確保と管理事務所の設置を義務とすべきである。	ペット霊園の施設規模等により、必要な施設も変わってくることから、一律に設置を義務付けるのではなく、実情に応じて必要な措置を講ずることとします。
		火葬車両が火葬禁止地域でも火葬を行うおそれがある。	違反者に対しては、改善勧告・命令を行います。また、これに従わない場合には、使用禁止命令、許可取消、事業者名等の公表又は過料の措置を行うことができることとします。
		違反者に対する罰則規定を設けるべきである。	
適用除外	1	寺社を立地規制の適用除外とする理由が分からない。	寺社が墓地埋葬法に基づく墓地経営の許可を受け、その境内地内に既に人の墓地を設置しているときなどについては、当該境内地内のほかの区域にペットの墳墓等を設置しても、土地利用の実質に大きな変更はなく、新たに周辺住民の住環境の保全や風俗習慣への配慮が求められるものではないと考えられるため、立地規制の適用除外としても差支えないものと考えます。
経過措置	3	遡及適用を行うべきである。	一般的に既存施設に対して、立地規制を遡及的に適用していくことは困難と考えます。 なお、既存施設については、条例施行後の届出により施設を把握し、大規模改修、増設等の申請があった場合には、改善可能なものについては条例の基準に適合させていくこととします。
		市街化調整区域等の建築物の新増設に制限のある地域に立地する既存のペット霊園については、施設の更新や増設に当たって、他の地域に立地するものと同じ取扱いをするべきではない。	本条例案においては、既存施設の取扱いを設置された地域により変えることは、考えていません。 なお、ペット霊園の建築物等の新増設についても、都市計画法等の他法令が適用されます。
		既存施設については、問題なく営業しているので、条例制定後の施設設備の増設等に規制を適用しないでほしい。	既存施設への立地規制の遡及適用は原則として行いませんが、区域の変更や施設設備の増設等は新設と同様に扱うこととしています。
その他	4	ペット霊園計画地の現地視察してほしい。	京都市ペット霊園対策検討審議会は、個別のペット霊園の設置の可否を判断することを目的として設置されたものではありません。 なお、審議に当たり、市内の既存施設の状況を把握するため、実地調査を行っています。
		道案内の看板など、あまり目立たないように規制してほしい。	京都市屋外広告物等に関する条例など、他法令により規制が図られるものと考えます。
		経営基盤の安定した業者にのみ許可を与えるべきである。	事業の安定的運営を確保するため、墳墓、納骨堂若しくはこれらを併設する施設については、自己所有の土地に設置することを義務付けています。
		犬を火葬した際は、市の犬の登録を担当する部署に報告させるようにしてほしい。	飼い犬が死亡した際の市への届出義務は、飼い主自身に課せられています。